

米国の退職貯蓄の変容と日本への示唆

自助努力による退職貯蓄の充実と政策的インセンティブ

専任研究員 鈴木 博

〔要　　旨〕

- 1 米国の家計が保有する金融資産のなかでは、退職後の生活に備えた貯蓄（Retirement Savings）が中心的なものとなっている。なかでも、企業（事業主）が従業員のために設営する確定給付年金や確定拠出年金などの企業年金や、被用者や自営業者などの個人が設営するIRA（Individual Retirement Account、個人退職勘定）などの割合が大きく、こうした退職貯蓄は90年代以降大きく拡大してきた。
- 2 米国において退職貯蓄が拡大してきた要因として、次のような点があげられる。第一は、74年に制定された従業員退職所得保障法（ERISA）によって受給権保護にかかる制度整備が図られたこと、第二は、各種IRAや401(k)プランなど税制上の優遇措置をともなった退職貯蓄商品が開発されてきたこと、第三は、米国的人口構成において大きなウェイトを占めるベビーブーム世代が、退職後の生活設計に関する問題意識を高めたこと、第四は、株価上昇などの資産価格上昇が退職貯蓄の拡大に貢献したこと、などである。
- 3 一方、グローバル競争の激化などから企業の収益が不安定化し、2000年代になって、鉄鋼や航空、自動車産業などの一部の大企業が経営危機に陥り、これらの企業による確定給付年金の運営が行き詰まり、年金債務を引き受けた年金給付保証公社（PBGC）の財政が悪化する事態がみられる。また、確定給付年金から確定拠出年金へのシフトが続き、従業員が転職や退職をした場合の受け皿となるIRAが拡大するなどの動きがでている。
- 4 日本では、米国に比べて退職後の収入に占める公的年金のウェイトが大きいが、少子高齢化の進行で、先行き公的年金の給付水準の抑制が避けられないものとみられる。私的年金の分野でも、確定給付型の企業年金は、グローバル競争の激化や会計制度変更等の影響を受けている。今後は、自助努力による退職貯蓄の充実が望まれるが、それには、確定拠出年金（企業型）における個人拠出（マッチング拠出）の実現や、確定拠出年金（個人型）における非課税拠出枠の拡大などの商品性改善、こうした施策をきめ細かに行うための前提として社会保障番号（あるいは納税者番号）を軸にした個人の所得捕捉のためのインフラ整備、退職後の生活設計の自覚を促しつつ適切な運用方法の選択を可能にする金融投資教育の一層の充実などが重要となろう。

目 次

はじめに

- 1 米国の家計金融資産の中心的存在となった退職貯蓄
- 2 米国の退職貯蓄の拡大とその要因
 - (1) 米国の公的・私的退職年金制度の概要
 - (2) 米国の退職貯蓄拡大の要因

3 米国の退職貯蓄の変容

- (1) PBGCの財政悪化
 - (2) 確定給付年金から確定拠出年金へのシフト
 - (3) IRAの拡大
- 4 日本への示唆
 - (1) 日本の公的・私的年金制度の現状
 - (2) 自助努力による私的年金充実の方向

はじめに

本格的な少子高齢化社会の到来は、日本の経済社会にさまざまな問題を投げかけているが、その一つに年金問題がある。国民年金や厚生年金などの公的年金は、現役世代が負担する保険料を給付金に充当する賦課方式を採用しているため、先行き、受給世代の給付水準の抑制が避けられないものとみられる。企業年金などの私的年金の分野では、積立方式が基本であり賦課方式に起因する財政的な問題は少ないが、確定給付型の企業年金については、グローバル競争の激化や会計制度変更によるスポンサー企業への影響などがある。

こうした状況下では、自助努力による私的年金の充実が望まれるが、この分野では、米国の退職貯蓄市場が量的質的に世界で最も進んだ市場であり、米国における退職貯蓄充実の過程やその後の変化が、日本の今後を考えるうえでも参考になる。本稿は、こうした観点から、米国の退職貯蓄の変容

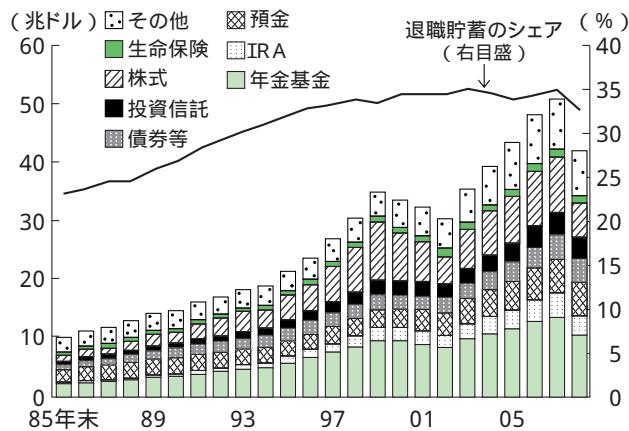
を分析したものである。なお、本稿では、私的年金のうち制度として機能しているものを中心に論述している。

1 米国の家計金融資産の中心的存在となった退職貯蓄

米国の家計が保有する金融資産のなかで、年金基金 (Pension Fund Reserves) や IRAなどの退職貯蓄が中心的な存在となっている。FRB (米国連邦準備制度理事会) が公表するFlow of Funds Accountsによれば、08年末の家計の金融資産残高42.0兆ドルのうち年金基金とIRAからなる退職貯蓄残高は13.7兆ドルであり、家計金融資産の33%を占める(第1図)。直近のピークである07年末では、退職貯蓄の残高は17.7兆ドルであり、シェアは35%を占めていた。

第1図における08年末の退職貯蓄以外の家計保有金融資産残高は、預金が5.9兆ドルで14%のシェアであり、株式も5.9兆ドルで預金と同じシェアである。国債や地方債、社債などの信用市場商品(債券等)は

第1図 米国の家計が保有する金融資産の内容



資料 FRB, Flow of Funds Accounts

(注)1 家計部門としてはHouseholds and Nonprofit Organizationsを用いているが, Nonprofit Organizationsの割合は小さい。

2 退職貯蓄のシェア = (年金基金 + IRA) / 家計保有金融資産 × 100

3 Flow of Funds Accountsでは, IRAは付表に計上されているため, 上図では独立した資産としてIRAを加える一方で, IRAを通じて投資されている資産(投資信託や預金等)を当該商品の残高から控除する修正を行っている(金融資産残高全体は変わらない)。

4.1兆ドルでシェアは10%である。投資信託は3.5兆ドルで8%のシェアとなっている。これらと比較しても退職貯蓄の占めるシェアは大きい。

しかし, 従来からこうした状況にあったわけではなく, 85年末時点の退職貯蓄のシェアは23%程度の水準であり, 第1図のように90年代にそのシェアが顕著に上昇した。こうした巨額の退職貯蓄は, 2(1)で述べる公的年金給付とともに米国家計の退職後の生活を支えている。

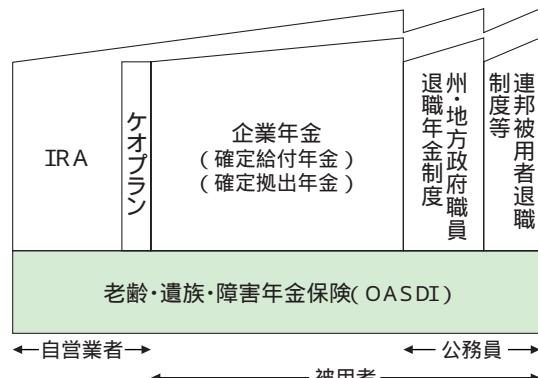
2 米国の退職貯蓄の拡大とその要因

(1) 米国の公的・私的退職年金制度の概要

米国の退職後給付の全体の状況をみたも

のが, 第2図である。老齢・遺族・障害年金保険(Old-Age Survivors and Disability Insurance, 以下「OASDI」という)は, 35年制定の社会保障法(The Social Security Act of 1935)に基づいて創設され, 連邦政府機関である社会保障庁によって運営される公的年金である。一定以上の収入を持つ一般の被用者や自営業者に強制適用され, 米国の勤労者の大多数をカバーしている。加入者には社会保険事務所を通じて社会保障番号(Social Security Number)が付与され, 保険料に相当する社会保障税が内国歳入庁によって徴収される。社会保障番号は年金関連業務だけでなく, 一般の課税に

第2図 米国の退職年金制度の概念図



資料 厚生労働省ホームページ「諸外国の年金制度(アメリカ合衆国の年金制度の概要)」などを参考にして作成

(注)1 連邦被用者退職制度等には鉄道労働者退職制度を含む。

2 83年までに採用された連邦政府職員はOASDIに加入していない。また, 州・地方政府職員は, 当該州・地方政府が社会保障庁と協定を結び団体単位でOASDIに加入しているが, 加入率は70%程度。

3 ケオプランは個人事業主等自営業者を対象にした年金プランであるが, 事務が煩雑なこともあり利用率は低い。

4 IRAは, 初期企業年金等でカバーされない者を対象としていたが, 81年に企業年金等に加入する者にも広げられた。上図の上部の表示はそうした意味である。

5 上図では法律等に基づく制度要件を満たす適格退職年金について表示しており, これら以外の非適格のものとして, 幹部職員むけの企業年金や個人年金保険などがある。

も用いられ、個人の所得捕捉を可能とするインフラとしての役割を担っている。

社会保障税は収入に対し一定の税率を掛けることにより計算され、給付額は原則65歳以上の受給資格者の退職前平均月収に基づいて決められる。^(注2) 年金財政は、徴収された社会保障税を給付に充当する賦課方式を採用しており、剩余金があればOASDIの信託基金に積み立てられる。積立金は政府の資産とみなされ、個人の金融資産としては認識されず、第1図にも含まれていない^(注3) い。

連邦政府の被用者に対しては、連邦被用者退職制度 (Federal Employee Retirement System, 以下「FERS」という) に基づく退職年金があり、OASDIに上乗せして支給^(注4) される。また、州や地方政府の職員に対しては、州・地方政府職員退職年金 (State and Local Government Employee Retirement Funds) があり、各州や地方政府ごとに創設されているが、各州・地方政府が社会保障庁と協定を結ぶことにより団体単位でOASDIに任意加入することができ、その場合にはOASDIに上乗せして支給される。^(注5)

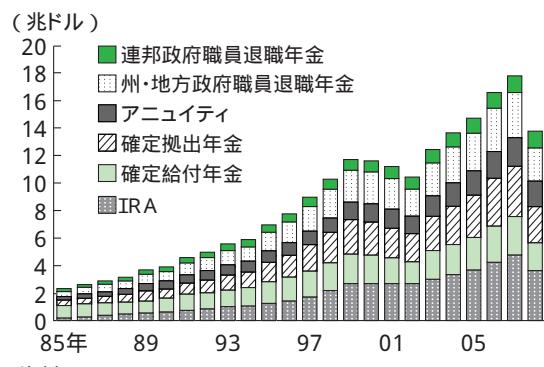
FERSと州・地方政府の職員退職年金は運営主体が政府部门であり、公的年金に分類される。ただし、賦課方式のOASDIとは異なり積立方式によるものであり、その積立金は個人の貯蓄として認識される(第1図に含まれる)。08年末のFERSと州・地方政府の職員退職年金を合計した資産残高は3.7兆ドルであり、退職貯蓄残高(13.7兆ドル)の27%を占めている(第1,3図)。

上記の退職貯蓄残高からFERSと州・地方政府の職員退職年金を除いた10兆ドルが民間の退職貯蓄(私的退職貯蓄)となるが、その最大のものは、事業主(Employer)が設営し従業員(Employee)が受給する企業年金である。企業年金には、給付額が確定している確定給付年金(Defined Benefit Plan)と、給付額が運用成績によって変動する確定拠出年金(Defined Contribution Plan)がある。08年末の残高は確定給付年金が1.9兆ドル、確定拠出年金が2.7兆ドル、合計4.6兆ドルで退職貯蓄残高の34%を占める(第3図)。

企業年金に次ぐのが、個人によって開設されるIRAであり、08年末残高は3.6兆ドルでそのシェアは26%である。このほかの私的退職貯蓄として、生命保険会社が提供する年金保険契約であるアニュイティ(annuity)がある。

第1,3図にみられるように、米国の退職貯蓄残高は80年代の終わりごろから90年代にかけて大きく拡大し、2000年代始めに鈍化した後で03年以降再び増加し、08年に

第3図 米国家計が保有する退職貯蓄の内容



資料 FRB, Flow of Funds Accounts

(注) IRAに含まれる年金保険はアニュイティから除いている。

大きく落ち込むこととなった。80年代後半以降の退職貯蓄の拡大の要因としては(2)で述べるような点が挙げられる。

(注1)OASDIは一定以上の収入を持つ労働者が対象であり(米国民に限らず米国で働く外国人も対象),基準に満たない低所得者や収入がない者は,年金ではなく生活保護による支援を受ける。

(注2)OASDIは報酬比例の年金であり,定額支給である日本の基礎年金とは異なる。受給開始年齢は原則65歳であるが,27年までに段階的に67歳へ引き上げられることになっている。OASDIによる給付の所得代替率(年金給付額の退職前平均収入に占める割合)は4割強であり,ちなみに,日本の公的年金である厚生年金受給者の所得代替率は09年度で6割強である。

(注3)日本でも,公的年金の保険料積立金は政府の資産とみなされ,個人の資産としては認識されない。

(注4)連邦政府の被用者は,84年以降の採用者からOASDIに強制加入することとされ,83年以前に連邦公務員退職制度(Civil Service Retirements)に加入していたものは,OASDIには加入していない。なお,FERSはOASDIに上乗せする制度として86年に創設された。

(注5)州・地方政府職員退職年金の加入者でOASDIにも加入している者は70%程度である。

(注6)積立方式のFERSや州・地方政府の職員退職年金は,確定給付年金が中心であり,ある時点での加入者を基に将来の給付額を計算し,一定の割引率で現在価値に引き直したものを年金資産として積み立てることになり,必要額を掛け金として拠出する。制度の運営主体は公的部門であるが,年金数理は私的年金である確定給付型の企業年金と同じである。

(2) 米国の退職貯蓄拡大の要因

a 私的退職貯蓄にかかる制度改革

私的退職貯蓄拡大の要因として,第一に制度整備や制度改革の効果があげられる。私的退職貯蓄の分野を包括的に規制するのは,74年に制定された従業員退職所得保障法(Employee Retirement Income Security Act,以下「ERISA」という)である。米国

では,企業年金は50~70年代にかけてかなり普及していたが,年金資産の管理や給付の取り決め等に関する規制が充分ではなかったため,関連する制度整備を目的として74年にERISAが制定された。その主な内容は,企業(事業主)に対する退職年金にかかる情報開示や報告の義務付け,加入基準や受給権の最低基準,最低拠出基準の導入,受託者責任の明確化,監督・規制権限や年金数理人登録の規定,給付保証制度としての年金給付保証公社(Pension Benefit Guarantee Corporation,以下「PBGC」という)の設立などである。

また,ERISAでは,企業年金等でカバーされない者に対する税制上の優遇措置をともなったIRAの創設も認められた。IRAは,商業銀行や信託会社などの適格金融機関に信託勘定あるいはカストディアン勘定を設置し,拠出金を積み立てていくもので,通常,拠出時非課税の優遇措置が設けられている。^(注7)

企業年金は,ERISA制定当時は確定給付型が主流であり,同法も確定給付年金を中心とした内容となっていたが,確定拠出型の年金もマネー・パーセス・プランやプロフィット・シェアリング・プラン,ストック・ボーナス・プランなどの形で存在していた。確定給付年金が大企業を中心に普及していたのに対し,確定拠出年金は主として中小企業で行われていた。

78年に内国歳入法が改正され,適格要件を満たした場合に課税の繰延べを認める401(k)条項が追加されると,80年には從

業員の個人勘定に報酬（給与）の一部を課税繰延べの形で拠出し（事業主によるマッチング拠出も可能），運用方法を従業員自身が選択する確定拠出型の退職給付プラン（401(k)プラン）が創設された。^(注9) 401(k)プランはERISAにおける制度であり，事業主が設営するものであるが，積立金は加入者の自己責任において運用され，事業主は運用責任を免れることになるため，ERISAの404(c)において，事業主は最低3種類の運用口座を用意し加入者の分散投資を可能にする措置を講じなければならないこと等が定められている。401(k)プランは，確定給付年金に比べて事業主負担が小さく，新興企業などを中心に急速な広まりをみせた。

IRAは，前記のように，74年に企業年金等でカバーされない者に対して，年間非課税拠出枠1,500ドルでスタートしたが，81年に対象が企業年金等に加入する者にも広げられ，非課税拠出枠も2,000ドルに拡大された。97年には配偶者と共同申告する場合の拠出枠が4,000ドルに拡大されるとともに，ロスIRAや教育資金用IRAなどの新商品が開発された。^(注11) IRAの非課税拠出枠は，01年，06年にも拡大され，現在，配偶者との共同申告の場合，年間5,000ドルとなっている。一方，401(k)プランの非課税拠出枠も順次拡大され，現在，年間16,500ドルである（以上第1表参照）。なお，これらの非課税拠出枠の適用には，一定の所得制限が設けられている。

第1表 米国の退職年金にかかる主要な制度改革

| 時期(年) | 法律名 | 公的年金 | 私的年金 |
|-------|--------------|--|--|
| 35 | 社会保障法 | 勤労者，自営業者を対象とする老齢年金制度(OAI)開始 | |
| 72 | 社会保障法改正 | 物価スライド制導入 | |
| 74 | ERISA | | 従業員の年金給付に対する権利，企業の年金積立義務強化，年金給付の保証(PBGCの設立)などを定めるとともに，IRAの創設(企業年金等の適用されない者を対象)を認めた |
| 78 | 内国歳入法 | | 課税繰延を選択できる401(k)条項を追加 |
| 81 | 経済再建租税法 | | IRAの対象を企業年金等加入者にも広げるとともに，拠出上限額を引き上げ |
| 83 | 社会保障法改正 | 年金財政の健全化(社会保障税率引き上げ，高額所得者の年金給付に課税，支給開始年齢の引き上げ(65歳から67歳へ)等) | |
| 86 | 税制改革法 | | IRAの適用対象を制限 |
| 97 | 納税者救済法 | | 確定給付年金の規制緩和と401(k)の非課税拠出枠の拡大，IRAの非課税拠出枠の拡大とロスIRA，教育資金用IRAの創設 |
| 01 | 経済成長および減税調整法 | | 401(k)およびIRAの拠出限度額引き上げ(2010年までの時限措置) |
| 06 | 年金保護法 | | 確定給付年金に関する拠出義務強化(積立不足の償却期間の短縮化等)，確定拠出年金にかかる投資アドバイスや自動加入に関する制度整備，401(k)およびIRAの拠出限度額にかかる時限措置の恒久化 |

資料 EBRI, EBRI Databook on Employee Benefits, Appendix E:Legislative History, SSA資料などを参考にして作成
(注) 35年開始の老齢年金制度(OAI)は，39年に遺族年金が追加され(OASI)，56年に障害年金が追加された(OASDI)。

私の退職貯蓄の中心的存在である確定拠出年金とIRAの拡大については、税制上の優遇措置をともなった商品開発などの制度改革の効果が大きいが、こうしたきめ細かな制度改革を可能としているのは、社会保障番号を基軸に個人の所得捕捉を可能とするインフラの存在が大きい。

(注7) IRAの課税関係は、拠出金は所得控除され、積立金の運用益に対する課税は繰り延べられ、給付金を受け取る時に元本とともに課税される。401(k)プランの課税関係も同様である。

(注8) マネー・パーチェス・プランとは、毎年一定の金額を事業主が加入者(従業員)に拠出していく退職プランであり、プロフィット・シェアリング・プランとは、従業員に対して企業の収益を還元するという考え方方に基づいて事業主拠出を行うものである。ストック・ボーナス・プランとは、従業員に対する収益の還元を現金ではなく株式で行うものである。いずれも、拠出方法が決められた確定拠出型プランである。

(注9) 401(k)プランは、株式会社などの一般法人において設営される従業員向けの退職プランであるが、同様に非課税措置が認められたものとして、非課税法人における403(b)プランや政府部門職員向けの457プランがあり、個人事業主などの自営業者に対してはケオプラン(Keogh plan)が設けられている。

(注10) 401(k)プランは、プランへの拠出金を加入者(従業員)が負担するのが基本である(場合によっては、マッチング拠出の形で事業主が負担することもある)ことや、運用にともなう追加負担のリスクがないことなどから、確定給付年金に比べて事業主が負担するコストは低い。

(注11) ロスIRAは、それまでのIRA(Traditional IRA)が資金拠出時に所得控除され、給付金を受け取る時に運用益と元本が課税されるのに対し、拠出金は所得控除されないかわりに給付時に運用益と元本が非課税となるもので、発案者の名前を取って名づけられた。教育資金用IRAは、教育資金に充当することを条件に非課税拠出が認められたIRAのことをいう。

b 退職後の生活設計にかかる問題意識の高まり

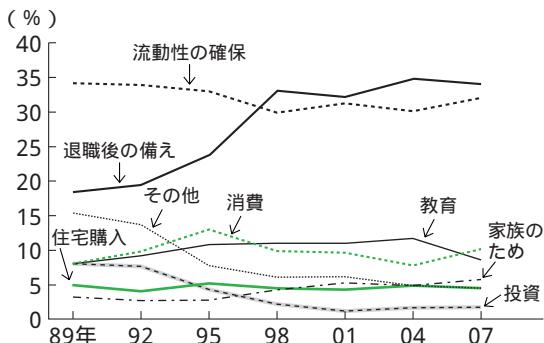
家計が何のために貯蓄を行うかといえ

ば、病気などの不測の事態に備えて流動性を確保しておくこと、退職後の生活への備え、子供の教育などの家族に関する資金需要、住宅の購入や自動車等耐久消費財の購入への備えなどである。こうした貯蓄目的はその時代や年齢層などによっても異なり、20~30代の若年層では自動車や住宅購入などの比率が高くなるのに対し、40~50代になると退職後の生活への備えなどの比率が大きくなる傾向がある。

第4図はFRBが3年ごとに行う調査(Survey of Consumer Finances)の結果であるが、米国の家計において、貯蓄目的として退職後の生活への備えをあげる割合が90年代に急上昇し、98年以降は最も高くなっている。この背景には、米国の人口において大きな割合を占めるベビーブーム世代が、退職後の公的年金支給への不安感等から自助努力による貯蓄の必要性を認識したことや、こうした貯蓄に対して、前記のように政府が税制上の奨励措置を講じてきしたことなどがあったものとみられる。^(注12)

退職後の備えに対する意識の高まりは、第1,3図でみられる退職貯蓄増加の

第4図 米国の家計の貯蓄目的の推移



資料 FRB, Survey of Consumer Finances

時期と一致しており、こうした問題意識の高まりが退職貯蓄増加に結びついたものとみられる。

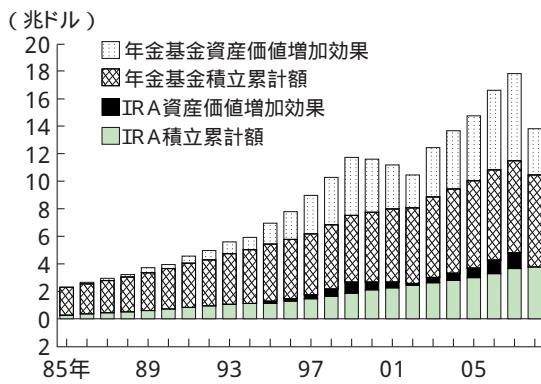
(注12) ベビーブーム世代とは、46~64年に生まれた約7,700万人の世代をいう。

c 運用資産価値の上昇

米国の退職貯蓄の増加には、拠出した資金の運用資産の価値上昇効果も見逃せない。第5図は85年以降の退職貯蓄残高を、新規マネーの流入額(純流入額)の累積(積立累計額)と、運用資産価値上昇部分(資産価値増加効果)に分けてみたものである。

IRAは、運用資産として、投資信託のシェアが大きいが、預金やMMF、生命保険など元本があまり変動しないものも多く、運用資産の価格変動に影響される部分は比較的少ない。一方、年金基金は、たとえば確定給付年金や確定拠出年金などの企業年金の場合、株式や投資信託、債券で運用される部分が多く、株価変動などの影響を大

第5図 米国家計が保有する退職貯蓄の資産価値増加効果(85年を基準とした試算)



資料 FRB, Flow of Funds Accounts

(注)1 85年末ストック額をすべて積立累計額として計上。

2 86年以降のフロー額は前年の積立累計額に加算。

3 資産価値増加効果 = 当該年末ストック額 - 当該年積立累計額

きく受ける。特に、90年代や03~07年にかけては、米国株価が大きく上昇し、これが退職年金の時価評価額増加をもたらした。

3 米国の退職貯蓄の変容

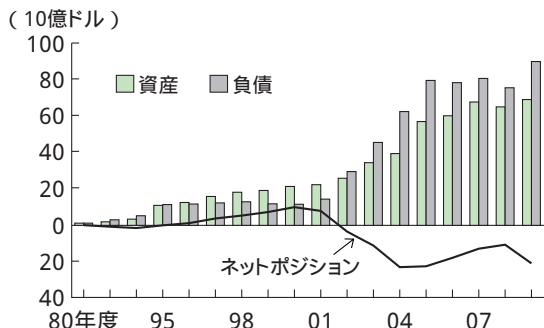
(1) PBGCの財政悪化

PBGCは、退職年金の給付を保護するためにERISAによって設立された公的機関である。確定給付年金を設営する企業が支払う保険料が収入となり、加入企業の年金が解散等に至った場合に、その給付支払いを保証することを業務としている(ただし、保証される年金給付額には一定の限度がある)。加入企業が支払う保険料と運用益によって運営され、税金等公的資金の投入はない。

確定給付年金を設営している企業の経営が悪化し、当該年金が解散等に追い込まれた場合に、PBGCが年金給付金の支払いを保証することとなる。この場合、年金資産に積立不足がなければ大きな問題はないが、当該企業の経営が悪化していることもあって積立不足状態にあることが多く、そうした年金債務を引き受けるとPBGCの負担となる。PBGCの財政は、第6図のように02年度以降債務超過の状況にある。02~05年度にかけて悪化し、06~08年度にやや持ち直したもののは09年度に再び悪化している。

確定給付年金を設営している企業は歴史のある大企業が多いが、02~05年度の時期には、大手鉄鋼メーカーや航空会社などの

第6図 PBGCの財政状況



資料 PBGC, Pension Insurance Date Book 2008, Annual Management Report 2009

(注)1 PBGCの負債は年金債務、資産は積立金(運用資産)が中心である。

2 Single-Employer Programのもの。

経営破綻が増え、これらの企業が運営する年金債務をPBGCが引き継ぐこととなつた。^(注13) 08~09年度には世界的金融危機による運用資産の目減りや自動車関連企業の経営破綻の影響もあり、PBGCの財政は再び悪化した。^(注14)

PBGCの財政悪化は、米国の産業構造の変化やグローバル競争の激化などを反映したものといえよう。

(注13) この時期にPBGCが年金債務を引き継いだ企業として、Bethlehem Steel, LTV Steel, National Steel, Weirton Steel, Kaiser Aluminum, US Airways, United Air Linesなどがあった。

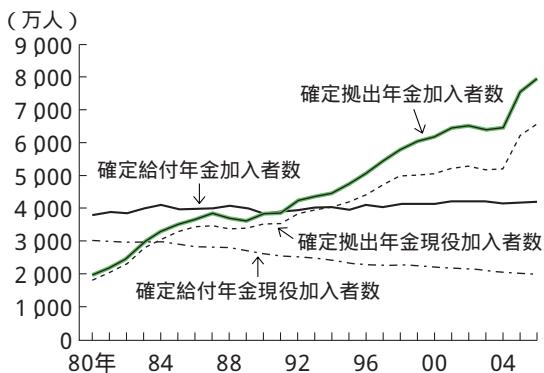
(注14) 08~09年にPBGCが年金債務を引き受けた企業としては、Delphiなどがある。なお、この時期に連邦破産法第11条(チャプター・イレブン)を適用したクライスラー(09年4月適用)とGM(同年6月適用)の年金債務は、PBGCの主導のもとで、クライスラーの場合は、親会社ダイムラーが年金基金への拠出を行い、更生手続き終了後新会社に引き継がれることとなり、GMの場合は更生手続き終了後の新会社に引き継がれることとなったが、管理職の高額の年金はカットされる見込みである。

(2) 確定給付年金から確定拠出年金へのシフト

米国の企業年金では、確定給付型の年金から確定拠出型の年金へのシフトが続いている。ERISA制定当時は確定給付型の年金が主流であったが、80年代以降確定拠出型の活用が増え、加入者数では92年から、資産残高では97年から確定拠出型が確定給付型を上回るようになっている(第7図)。確定給付年金から確定拠出年金へのシフトの要因としては、次のような点が考えられよう。

第一は、ERISAに代表される退職給付制度の整備や改革が確定給付年金を設営する企業の負担となってきたことである。確定給付年金は、予定利率等種々の仮定とともになった年金数理に基づいて制度設計がなされるため、制度の運営コストやPBGCの保険料負担など企業にとってコスト負担が大きい。また、予定利率など制度設計上の仮定と現実が異なることによる積立不足の

第7図 米国の確定給付年金、確定拠出年金の加入者数と現役加入者数



資料 U.S. Department of Labor Employee Benefits Security Administration (February 2009) Private Pension Plan Bulletin Historical Tables and Graphs

(注) 確定給付年金と確定拠出年金の加入者数は、05年以降がそれ以前と不連続である。

発生などのリスクもある。06年制定の年金保護法 (Pension Protection Act of 2006) では、拠出義務をより強化する規定が盛り込まれ、また、会計処理上も積立不足等の情報をより厳しく開示する方向にある。^(注15) こうした負担を避けるために、確定給付年金についても廃止や凍結などの動きが増えている。

第二は、確定拠出年金の普及を促進するために種々の政策対応がなされてきたことである。80年には非課税拠出が認められた401(k)プランが開始され、その後、401(k)プランの非課税拠出枠は順次拡大された。また、06年の年金保護法では、従業員の確定拠出年金への自動加入制度も導入された。^(注17)

第三は、2(2)cでも述べたように、90年代以降の株価上昇などを背景に確定拠出年金の資産価値が上昇し、加入者増加へのより強いインセンティブとなったことである。確定給付年金は給付額が確定しているため、加入者にとって運用資産価値上昇による直接的なメリットは少ないが、確定拠出年金の場合は資産価値上昇による残高増加が直接加入者のメリットとなるため、これが確定拠出年金加入のインセンティブとなつた。

(注15) 06年制定の年金保護法では、積立不足の償却期間が7年に一本化された。また、年金会計について、06年にFASB(米国財務会計基準審議会)はSFAS158を公表し、企業年金の予測給付債務と時価評価した年金資産との差額を全額バランスシートに計上することとした。このため、年金積立不足がある場合には、全額負債に計上されることになる。

(注16) 確定給付年金の凍結とは、年金基金は継続するが、新規加入や既存従業員の勤務による給付増加を認めないものである。凍結された債務に見合う掛金のみが拠出され、該当者に給付が行われるものである。

(注17) 自動加入 (automatic enrollment) 制度とは、従業員本人が加入を拒否するという明確な意思表示を示さない限り、自動的に401(k)プランに加入し、報酬の一定割合を拠出するという仕組みである。

(3) IRAの拡大

IRAは、74年の導入時には企業年金等が適用されない者を対象としていたが、81年に企業年金等の加入者にも拡大され、非課税拠出枠も順次拡大されてきた。08年時点で米国家計の41%がIRAを保有しており、IRAは家計が保有する退職貯蓄残高の26%を占めている。

IRAが拡大してきた要因として、加入者のニーズに対応した商品開発が行われてきたことがある(第8図)。制度発足時のIRA(Traditional IRA)のほかに、前述のロス(Roth)IRAや教育資金用IRA、IRAへの事業主の拠出を認めたEmployer sponsored

第8図 IRA保有世帯の割合



資料 U.S.Census Bureau, Statistical Abstract of the United States(原典出所はICI, Research Fundamentals)

(注)1 Any IRAはIRAを保有する世帯(重複保有を含む)の割合。

2 Traditional IRAとロス(Roth)IRAは、本文注11を参照。

IRA（これにはSEP IRAやSimple IRA等が含まれる）などがあり、またロールオーバーIRAなどもある。ロールオーバーIRAは、退職や転職などにより税制適格の企業年金から一時払給付金を受け取った場合に、60日以内にIRAへ移管すれば、課税繰延べの特典を維持することが可能な制度である（第8図ではTraditional IRAなどに含まれる）。

グローバル競争の激化などを背景に、近年、米国では退職や転職が増えており、確定給付年金や確定拠出年金などからIRAへ移管されるケースが増えるなど、IRAは米国の退職貯蓄制度においてプラットフォーム的な役割を果たすようになっている。

（注18）SEP IRAとは78年に認められたもので、事業主が会社名義の年金勘定の代わりに、雇用者名義のIRAへ退職拠出を行うものである。Simple IRAとは、事業主と雇用者の双方が拠出を認められた簡略化された雇用主年金プランである。双方とも確定拠出年金に近い性格のものであるが、制度的にはIRAに分類される。

4 日本への示唆

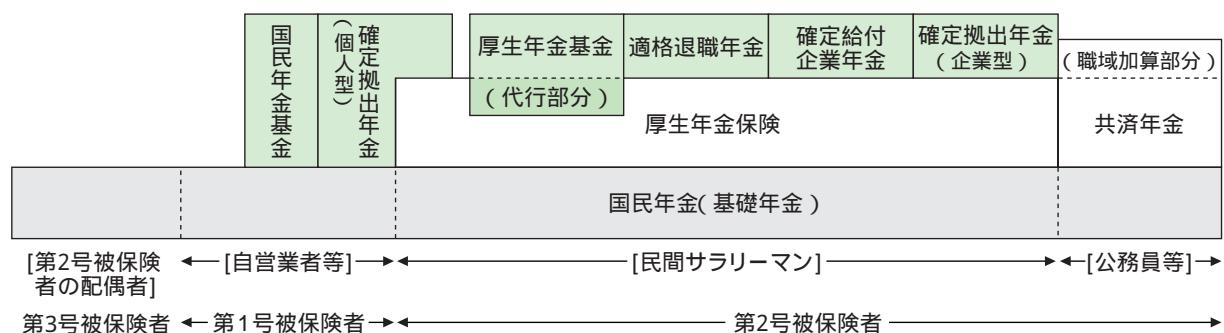
（1）日本の公的・私的年金制度の現状
日本の年金制度は、国民共通に定額支給

を行う国民年金（基礎年金）を一階部分とし、報酬比例の支給を行う民間サラリーマンを対象にした厚生年金保険と公務員等を対象にした共済年金が二階部分を構成する。この一、二階部分が公的年金であり、現役世代が負担する保険料を受給世代に年金として支払う賦課方式を採用している。

民間サラリーマンについては、三階部分として、大企業を中心に勤務先企業によって設営される企業年金がある。企業年金には、厚生年金の業務を代行しつつこれに上乗せして給付する厚生年金基金、法人税法上の一定の要件を満たしたうえで、信託銀行あるいは生命保険会社等と契約を締結して実施する適格退職年金（11年度末で廃止）、個別企業あるいは企業グループで設営する確定給付企業年金と確定拠出年金（企業型）（注19）がある。

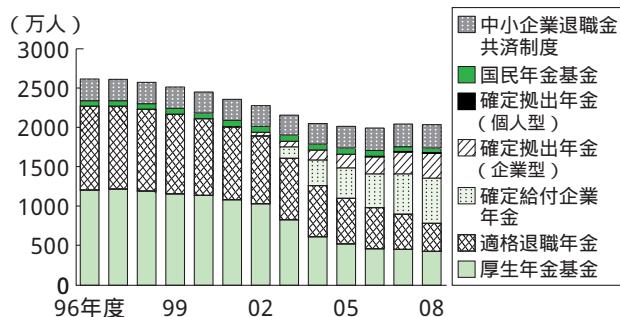
勤務先企業に確定拠出年金（企業型）がない場合は、確定拠出年金（個人型）に加入することができ、確定拠出年金（個人型）は自営業者も利用可能である。なお、自営業者は、確定拠出年金（個人型）のほかに（注20）国民年金基金に加入することもできる（第

第9図 日本の主要な年金制度の概念図



資料 厚生労働省年金局年金財政ホームページ「公的年金制度の概要」等を参考にして作成

第10図 日本の私の退職年金制度の加入者数



資料 厚生労働省、企業年金連合会、国民年金基金連合会資料より作成

(注)1 中小企業退職金共済制度(中退共)では、事業主が勤労者退職金共済機構と共済契約を結び毎月掛金を支払うことにより、従業員が退職した時に同機構から従業員に直接退職金が支払われる。退職金は一時払いのほか分割払いも可能である。なお、中退共は公的な年金としての性格を有しているが、適格退職年金の移行先として認められているため、上図に掲載した。国民年金基金も公的な年金の性格を持つが、確定拠出年金(個人型)と資金拠出枠が共有されているため、上図に掲載した。

2 上図の退職年金制度には重複加入がある(確定給付企業年金と確定拠出年金(企業型)等)。

9図)

三階部分の企業年金と確定拠出年金(個人型)が私の年金に相当し、企業や個人が拠出した資金が一定期間運用された後に年金として支払われる積立方式を採用している。私の年金のうち、厚生年金基金、適格退職年金、確定給付企業年金が確定給付型の年金であり、第10図のように、日本の私の年金は確定給付型が大半である。

公的年金が抱える問題として、年金記録漏れなどの事務処理上の問題を除けば、少子高齢化の進行で、先行き現役世代の負担増加と受給世代の給付水準抑制が避けられないこととみられること、雇用・所得の低迷等を背景に国民年金保険料の納付率が低下していることなどがある。公的年金制度の元化や基礎年金の財源としての消費税導入等の公的年金改革が提唱されているが、09年に政府が行った年金財政検証結果(人口・経済の前提中位ケース)では、保険料率

の上昇を将来18.3%で固定した場合、6割強あった所得代替率は徐々に低下し38年に50%程度となることが試算されている。

一方、日本の私の年金の現状は、米国に比べると規模が小さい。08年末の日本の家計が保有する年金資産残高は176兆円であり、同時期の米国の私の退職貯蓄の19%の規模である。また、経済規模に比較した場合(年金資産残高/名目GDP)も、米国が0.70倍であるのに対し日本は^(注21)0.35倍にとどまっている。

第10図にみられるように、私の年金の加入者数も90年代後半以降減少傾向にあり、ここ2~3年はやや持ち直しているものの回復力は弱い。なかでも、確定給付型年金である厚生年金基金と適格退職年金、確定給付企業年金については、確定給付企業年金が適格退職年金からのシフトなどから増加しているものの、厚生年金基金の加入者減少もあり、確定給付型年金全体として減少傾向が続いている。グローバル競争の激化などから企業の収益力が不安定化していることや、会計制度変更の影響などが背景にあろう。確定拠出年金(個人型)の加入者数も低水準にとどまっており、確定拠出年金(企業型)は増加しているが、私の年金全体の加入者数を押し上げるまでには至っていない。

(注19) 確定給付企業年金は、01年制定の確定給付企業年金法に基づいて02年度から開始され、これにともない適格退職年金は11年度末で廃止される。確定拠出年金(企業型・個人型)は、同じく01年制定の確定拠出年金法に基づいて01年度から開始された。

(注20)自営業者のための年金制度として、確定拠出年金（個人型）や国民年金基金のほかに、農業者年金基金（08年度末加入者数92千人）がある。国民年金基金と農業者年金基金は運営主体が公的な法人であり、公的な年金としての性格を有している。このほかのものとして、中小企業の従業員を対象に勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度（中退共）、小規模企業の個人事業主等を対象とした中小企業基盤整備機構による小規模企業共済制度、炭鉱労働者を対象とする石炭鉱業年金基金などがある。これらも、運営主体が公的な法人であり、公的な年金としての性格を持っている。なお、中退共の加入者数は08年度末295万人と多いが、その他は小規模である。

(注21)日本は日銀「資金循環統計」の数値。日本の年金資産残高176兆円のなかには、企業年金のほかに、注20で説明した国民年金基金や農業者年金基金、中退共など公的な年金としての性格を持つものも含まれている。また、本文では議論の対象としていない生命保険会社が提供する個人年金保険（米国のアニュイティに相当）も含まれている。ただし、中心となるのは企業年金である。一方、米国の私的退職貯蓄残高は、連邦政府と州・地方政府の職員退職年金の残高を除いたもの（約10兆ドルで08年末為替レートにより円換算すると906兆円となる）を使用している。

名目GDP比では、日本が176兆円 / 505兆円 = 0.35倍であるのに対し、米国は10.0兆ドル / 14.3兆ドル = 0.70倍となる。なお、日本の資金循環統計では、年金資産残高は実際の積立額を基準に計上され、積立不足分は含まれていないが、米国のFlow of Funds Accountsでは、積立不足分を含めて年金資産残高を計上している。米国では積立不足の拠出義務が強いことなどを反映しているとみられる。ただし、こうした差異を考慮しても、米国の私的退職貯蓄が日本に比べて規模が大きく、充実しているという見方に変わりはない。

家計保有金融資産残高の名目GDP比をみると、米国が2.9倍であるのに対し、日本は2.8倍と大きな差はない。日本の家計金融資産残高では預金のシェアが高いが、預金が退職貯蓄として保有されている面もあるものとみられる。

(注22)企業年金に関する会計処理としては、00年度から退職給付会計が導入され、退職給付債務の認識と年金資産の公正価値（時価）評価が求められるようになり、年金積立不足については平均在職期間内の一定期間で償却することとなった。今後は、15年度ごろまでに、年金積立不

足を一括計上するIFRS（国際財務報告基準）の適用が予定されている。

(2) 自助努力による私的年金充実の方向

前記のような公的・私的年金制度を取り巻く環境の下で、退職後の収入を充実していくには個人の自助努力が必要であり、そのための政策的インセンティブが望まれる。

これまで述べてきたように、米国の私的退職貯蓄の充実の背景には、ERISAを中心とする受給権保護に関する制度整備とともに、401(k)プランや各種IRAなどの加入者やスポンサー企業のニーズに対応した税制上の優遇措置をともなった商品開発があった。こうした観点から日本の現状をみると、日本の確定拠出年金（企業型）は事業主の拠出によるもので、これまで個人の拠出は認められていなかった。これでは自助努力を発揮する余地がないのが現状である。米国の401(k)プランは従業員の拠出が基本であり、これに事業主もマッチング拠出ができることになっている。日本においても、個人拠出の実現に向けて早期の対応が望まれる。

確定拠出年金（個人型）は、勤務先企業が確定拠出年金（企業型）を実施していない被用者や自営業者に適用され、加入者が拠出を行うが、被用者の場合、税制優遇措置をともなった拠出限度額は月額2.3万円（年額27.6万円）である。企業型の拠出限度額月額5.1万円（年額61.2万円、ただし、確定給付企業年金を実施していない場合）に比べると少ない。^(注23) また、加入者数も09年9月末

で107千人にとどまっている。拠出限度額の引上げとともに、そのメリットを周知徹底して加入者を増やすことが必要であろう。

第二に、退職貯蓄の充実は、老後の生活を保障するという社会保障政策的側面を持っている。税制上の優遇措置をともなう退職貯蓄のための商品設計などをきめ細かに行うには、個人の所得捕捉が不可欠である。米国では社会保障番号を基軸にした個人の所得捕捉のインフラが整備されているが、日本では、統一的な所得捕捉の手段がなく、所得水準に応じたきめこまかな政策対応が取りにくい状況にある。社会保障番号（あるいは納税者番号）を基軸にした所得捕捉（注24）のためのインフラ整備が望まれる。

第三は、金融投資教育の一層の強化である。少子高齢化が進行するなかで、退職後の生活を安定したものとするには、自助努力による退職貯蓄の充実が望ましく、そうした自覚を養うための金融教育が求められる。また、自助努力による退職貯蓄の中心的手段となる確定拠出年金は、自ら運用方法を選択する必要があり、適切な運用方法の選択を可能とする投資教育の充実が重要なよう。

（注23）確定拠出年金の拠出限度額は10年1月に増額されたが、09年12月までは企業型（確定給付年金を実施していない場合）が月額4.6万円（年額55.2万円）、個人型が月額1.8万円（年額21.6万円）であった。

（注24）09年12月16日付日本経済新聞によれば、政府税制調査会は、納税者の所得を把握する納税者番号制度を、11年中に法律を整備し14年から実施する方針を固めたとの報道がなされている。

＜参考文献＞

- ・ダン・M・マックギル、カイル・N・プラウン、ジョン・J・ハーレー、シルベスター・J・スキーパー共著、田村正雄監訳（1998）『企業年金の基礎〔改版〕（全6巻）』ぎょうせい
- ・藤田伍一・塩野谷祐一編（2000）『先進国社会保障 アメリカ』東大出版会
- ・野村亜紀子（2006）「米国の企業年金改革法について」野村資本市場研究所『資本市場クオータリー』秋号
- ・Alicia H. Munnell, Jean-Pierre Aubry, and Dan Muldoon (2008) "The Financial Crisis and Private Defined Benefit Plans" *Center for Retirement Research at Boston College*, November.
- ・Brian K. Bucks, Arthur B. Kennickell, Traci L. Mach, and Kevin B. Moore (2009) "Changes in U.S. Family Finances from 2004 to 2007: Evidence from the Survey of Consumer Finances" *FRB Bulletin* Vol.95, February.
- ・Jack VanDerhei (2007) "Retirement Income Adequacy After PPA and FAS158 : Part One-Plan Sponsors' Reactions" *Employee Benefit Research Institute, Issue Brief* No.307, July.
- ・Pension Benefit Guaranty Corporation (2008) "Hard-Frozen Defined Benefit Plans" *Pension Benefit Guaranty Corporation*, August.
- ・Sarah Holden and Daniel Schrass (2009) "The Role of IRAs in U.S. Households' Saving for Retirement, 2008" *ICI, Research Fundamentals* Vol.18 No.1, January.

（すずき ひろし）